

感対第1037-10号
令和7年3月27日

さいたま市
川越市
川口市
越谷市

} 保健所長 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和7年度における埼玉県への請求事務の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症患者に対する医療費公費支援（いわゆる 28 公費）に関する取扱いですが、検査・外来・（旧）入院医療費については令和5年5月7日、治療薬・（新）入院医療費については令和6年3月31日をもって終了したことは御承知いただいていることと存じます。

多くの医療機関におかれましては、既に 28 公費に関するレセプト請求を終えていることと思われませんが、現在も一部医療機関からの請求が続いているところです。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする、外来(28110609)・治療薬(28110807)・（新）入院(28110708)医療費の埼玉県への請求については、令和7年2月診療分（医療機関が審査支払機関に令和7年3月10日までに請求する分のこと）までに請求を行うよう周知してまいりましたが、令和7年度については、下記のとおり取扱うことといたしますので、管内の埼玉県医師会非会員医療機関への周知をお願いいたします。

記

- 令和7年2月診療分までに請求済のレセプトについて、返戻・取下げ等により再請求するものは、令和8年2月診療分まで請求を受け付ける。
- 令和7年3月診療分以降の新規請求については、令和7年3月診療分（医療機関が令和7年4月10日に審査支払機関に請求する分）まで請求を受け付ける。それ以降にやむを得ず新規請求を行おうとする場合については、あらかじめ個別に感染症対策課まで相談すること。

(令和7年3月まで)
担当：感染症対策課 企画担当
電話：048-830-7503
Email：a7500-14@pref.saitama.lg.jp

(令和7年4月以降)
担当：感染症対策課 総務担当
電話：048-830-7500
Email：a7500-14@pref.saitama.lg.jp